地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和三年度から令和六年度までの間における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例） **第四条**　令和三年度から令和六年度までの間に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中 「４　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　」 とあるのは 「４　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金 ２　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金　｜　１　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金　」 と、同表市町村の欄中 「９　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　」 とあるのは 「９　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金 ２　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金　｜　１　新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金　」 とする。	**附　則** （令和元年度における別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の特例） **第四条**　令和元年度に限り、別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の欄中 「４　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　」 とあるのは 「４　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金 ２　子ども・子育て支援臨時交付金　｜　１　子ども・子育て支援臨時交付金　」 と、同表市町村の欄中 「８　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　」 とあるのは 「８　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金　｜　１　地方特例交付金 ２　子ども・子育て支援臨時交付金　｜　１　子ども・子育て支援臨時交付金　」 とする。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○総務省令第二号
経済産業省令第二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号）及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年総務省令第二十三号）の施行に伴い、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）第五条第二項（同法第八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十九日

総務大臣　武田　良太
経済産業大臣　梶山　弘志

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十九年総務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請等） **第三条**　法第五条第二項の申請書は、様式第一の認定申請書によるものとする。 ２　法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 ［一　略］ 二　法第五条第二項第三号イからヘまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。） ［三・四　略］ ［３　略］ （変更の認定の申請） **第七条**　［略］ ２　法第八条第二項において読み替えて準用する法第五条第二項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　法第五条第二項第三号イからヘまで（同号ニを除く。）に掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類 ［二　略］ **別表**	（認定の申請等） **第三条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類（前号の書類を除く。） ［三・四　同上］ ［３　同上］ （変更の認定の申請） **第七条**　［同上］ ２　［同上］ 一　法第五条第二項第三号イ、ロ及びニに掲げる場合に該当する場合において、別表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる書類 ［二　同上］ **別表**

場合	書類
法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第四項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合	［略］ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第百十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五条第二項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図その他必要な事項を記載した書類
法第五条第二項第三号ハの場合	［略］ ［略］
法第五条第二項第三号ニの場合	施行規則様式第八の届出書及び施行規則第九条第一項各号に掲げる書類

場合	書類
法第五条第二項第三号イの場合	電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）様式第一の申請書、施行規則様式第二による誓約書及び施行規則第四条第三項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ロの場合であって、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「事業法」という。）第十三条第一項の変更登録を受けなければならないとき	［同上］ 事業法第百十七条第一項の認定を受けた者（以下「認定電気通信事業者」という。）については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第五条第二項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類及び施行規則様式第三によるネットワーク構成図その他必要な事項を記載した書類
法第五条第二項第三号ロの場合であって、事業法第十三条第四項の届出をしなければならないとき	［同上］ ［同上］
法第五条第二項第三号ハの場合	施行規則様式第八の届出書及び施行規則第九条第一項各号に掲げる書類

法第五条第二項第三号ホの場合	施行規則様式第六の届出書及び施行規則第九条第二項各号に掲げる書類
法第五条第二項第三号ヘの場合	［略］
	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第九条第六項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類

様式第１（第３条第１項及び第４条関係）

認定（更新）申請書

［略］

［１・２　略］

３　電子委任状の普及の促進に関する法律第５条第２項第３号イからヘまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第１項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［備考１～３　略］

様式第７（第７条第１項関係）

変更認定申請書

［略］

［１～３　略］

４　法第５条第２項第３号イからヘまで（同号ニを除く。）に掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第13条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ホ　電気通信事業法第16条第２項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ヘ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［５　略］

［備考１・２　略］

法第五条第二項第三号ニの場合	［同上］
	認定電気通信事業者については、右欄に掲げる書類にかかわらず、施行規則第九条第四項各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類、施行規則様式第三によるネットワーク構成図及び事業法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類

様式第１（第３条第１項及び第４条関係）

認定（更新）申請書

［同左］

［１・２　同左］

３　電子委任状の普及の促進に関する法律第５条第２項第３号イからニまでに掲げる場合に該当するか非該当であるかの別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受け、又は同条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ハ　電気通信事業法第16条第１項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［備考１～３　同左］

様式第７（第７条第１項関係）

変更認定申請書

［同左］

［１～３　同左］

４　法第５条第２項第３号イ、ロ又はニの場合への該当・非該当の別

イ　電気通信事業法第９条の登録を受けなければならない場合　該当　非該当

ロ　電気通信事業法第13条第１項の変更登録を受け、又は同条第４項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

ニ　電気通信事業法第16条第３項の届出をしなければならない場合　該当　非該当

［５　同左］

［備考１・２　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。